

平成20年第2回豊頃町議会臨時会会議録

平成20年5月26日（月曜日）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第36号 平成20年度豊頃町一般会計補正予算(第2号)
日程第 4 議案第37号 豊頃町税条例の一部改正
日程第 5 議案第38号 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正

◎出席議員（9名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 藤田博規君 | 2番 | 松崎政利君 |
| 3番 | 菅谷誠君 | 4番 | 森一彦君 |
| 5番 | 大崎英樹君 | 6番 | 大谷友則君 |
| 7番 | 長谷川勝夫君 | 8番 | 津久井精一君 |
| 9番 | 小野木英毅君 | | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- | | |
|------------------|-------|
| 町長 | 宮口孝君 |
| 副町長 | 石田貢君 |
| 教育長 | 菅原裕一君 |
| 総務課長 | 熊野幸雄君 |
| 会計管理者兼
出納税務課長 | 吉村進君 |
| 地域住民課長 | 田中啓喜君 |
| 福祉課長 | 和田宏樹君 |
| 産業課長 | 金川正次君 |
| 施設課長 | 石塚周二君 |
| 教育委員会教育課長 | 山本芳博君 |
| 農業委員会事務局長 | 友重誠一君 |

◎議会事務局職員

事 務 局 長 佐 藤 潤 君
庶 務 係 長 渡 辺 良 英 君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成20年第2回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

- 宮口町長 第2回臨時会の行政報告を申し上げます。

5月19日から20日にかけての大雨は発達中の低気圧が日本の南海上を北東に進んだ影響で、十勝地方は断続的な強風と大雨になり、本町での総雨量は二宮93.5ミリメートル（時間最大雨量20.3ミリメートル）、統内92ミリメートル（時間最大雨量19.3ミリメートル）、豊頃82ミリメートル（時間最大雨量21.5ミリメートル）を記録しました。

5月20日午前10時50分に波浪警報、大雨・強風・洪水注意報が発令されたため、職員による大津海岸線の巡視や町内各河川の増水状況調査を行なうなど情報収集に当たり警戒態勢を執ってまいりました。

また、午後7時頃から各河川の水位が上昇してきたことから、一部排水機場の稼働準備をしてまいりました。

午後10時大雨・洪水注意報、翌21日午前4時34分強風注意報、波浪警報が解除され、その後、引き続き職員により町内の町道、農道、林道、明渠排水等各施設の被害調査及び応急措置をいたしました。

被害の状況は、別紙の被害調書をご覧くださいますが、農業被害では、農道の路面流失、明渠の土砂埋塞など13箇所490万円、林業被害では、林道の路面流失、側溝埋設など9箇所215万円、土木被害では、道路の側溝埋塞、河岸欠壊など52箇所1,052万円となり、被害総額は1,757万円となっております。

また、農作物冠水面積等については38.5ヘクタールとなっており、被害額については現在調査中であります。

被害を受けられた町民の皆様にも、お見舞い申し上げますとともに、これらの災害が町民生活及び農業に大きな被害を及ぼすものであることから、町として早急に被害復

旧に取り組むため、その経費を一般会計補正予算に計上いたしましたので、よろしく
お願いいたします。以上、報告申し上げます。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、4番 森 一彦議員及び
5番 大崎英樹議員を指名します。

◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

●小野木議長 日程第3 議案第36号平成20年度豊頃町一般会計補正予算第2号、
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

● 小野木議長 熊野総務課長

● 熊野総務課長 議案第36号、平成20年度豊頃町一般会計補正予算第2号につ
いて、ご説明申し上げます。

本予算は、町長から行政報告されましたとおり、5月19日から20日にかけての
大雨による被害を受けた災害復旧に係る経費として既定の歳入歳出予算の総額に、歳
入歳出それぞれ1,757万円を追加し、歳入歳出それぞれ総額を37億7,796
万2,000円と定めるものであります。

補正の内容につきましては、歳出からご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

10款、災害復旧費、1項、農業用施設災害復旧費に豊頃東3線農道ほか12箇所
の災害補修費として490万円、2項、公共土木施設災害復旧費に十弗山手線ほか5
1箇所の災害補修費として1,052万円、3項、林業施設災害復旧費に茂岩線林道
ほか8箇所の災害補修費として215万円を追加、合わせて1,757万円を追加す
るものであります。

次に、これら歳出に伴う歳入につきまして6ページをご覧ください。

9款、地方交付税に1, 757万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入について質疑を受けます。

6ページ、9款 地方交付税

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

7ページ、10款、災害復旧費、1項、農業用施設災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費、3項、林業施設災害復旧費。

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 1番、藤田議員

●藤田議員 今回の雨量によりまして、災害が発生をいたしました。

このことについては、昨年来多くの地区で雨による災害が発生しております。

内容を見ますと、箇所的には限られたように見受けられます。このことは今後ともこういう短時間の雨量また総雨量に対して恒常的に発生が予想されます。

このことについては、今回は農業被害についてはまだ作付け前ということであり被害も無かったように見受けられますが、今後農作業については作付けがされて、また大雨が降り災害が発生しますと被害が多くなるような予想がされます。

今後ともそのようなことにならないように、予想される箇所については事前の復旧又は改修というものが需要ではないかと思われませんが、その辺についてお伺いします。

●小野木議長 答弁、金川産業課長

●金川産業課長 確かに、今回の雨もそうでございますが、10ミリから20ミリくらいの強い雨が3時間程度降っております。

従来ですと140から150ミリくらい降っても、短時間の雨量がさほど多くなかったことから、さほどの被害が出なかったわけですが、今回のように短時間雨量が多い場合、今年の9月もそうでしたが、そういうことでかなりの土砂埋塞、法面決壊等が起きているものと思っております。

昨年につきましても、多くの予算をいただきながら、早期の復旧に努めてまいりましたし、今回の場合もこのような形で予算をいただき早期復旧に努めてまいりたいとそのようなことで予防につとめてまいりたいと思っております。

●小野木議長 1番、藤田議員

●藤田議員 災害の発生した都度早急に復旧していただくことは、当然と承知しておりますけれども、先ほど申し上げたように恒常的に災害が発生するようなどころも見受けられます。その辺について予想される災害については改修が必要かなと思われませんがいかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長

●金川産業課長 私ども災害が発生する恐れのところについては十分点検をさせていただいておりますし、その都度年度当初に予算をいただきながら、改修に努めて参っているところであります。そのようなことでお答えとさせていただきたいと思っております。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか

(質疑なし)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

●小野木議長 日程第4、議案第37号豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

●小野木議長 本案について提案理由の説明を求めます。

●小野木議長 吉村出納税務課長

●吉村出納税務課長 議案第37号、豊頃町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、本年4月30日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律が、同日をもって施行されたのに伴い、本町の税条例に所要の改正や条項、用語等の変更に伴う条例本文及び附則の規定について整備するため、一部改正を行うものでありま

す。改正の主旨並びに改正内容につきましては、議案説明書、説明第1号によりご説明をさせていただきます。

初めに、改正の主旨であります、

現下の経済、財政状況等を踏まえ、持続的な地域社会の活性化を実現するためのありべき税制の構築に向けた改革の一環として、個人住民税に寄付金税額控除の拡充などを図るために、一部を改正するものであります。

次に改正内容であります、第34条の7及び附則第7条の4の規定は、寄付金税額控除の拡充を図り、平成21年4月1日から適用するため、追加する条項であります。

その主な改正内容であります、

- 1として、現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、
- 2として、適用下限額を、現行の10万円を5千円に引き下げ
- 3として、寄付控除の対象となる団体として、これまでの道、市町村、共同募金会、日本赤十字社等に加えて、道や市町村が条例により指定する社会福祉法人等を追加するものであります。

なお、本町は条例別表に社会福祉法人豊頃町社会福祉協議会及び社会福祉法人豊頃愛生協会を指定をいたしました。

- 4として、寄付控除対象限度額を総所得金額等の25%から30%に引き上げ、
- 5として、地方公共団体への寄付金は、通常税額控除額の他に特例控除額を加算することとし、その控除方式は下に定めているアとイを加算した方法であります。アの通常控除額は、寄付金の額から適用下限額の5千円を差し引いた金額に6%を乗じた額とし、イの特例控除額は、寄付金の額から適用下限額の5千円を差し引いた金額に下欄の表の課税総所得の金額の所得区分に当てはまる特例控除率(85%から50%まで)の率を乗じて得た金額の5分の3の額とするものです。

なお、控除額は住民税所得割額の1割が限度ということになります。

次に、第47条の2、47条の3、47条の4、47条の5、及び第47条の6の規定は、公的年金からの町民税の特別徴収を平成21年4月1日から適用するものです。

その主な改正内容は、年額18万円以上の老齢基礎年金等を受給している65歳以上の者に係る町民税の納付方法について、年金から特別徴収をするというものです。

ただし、特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超えている場合は、現行の普通徴収の方法で課税し、徴収するものです。

附則第8条の規定は、肉牛免税特例措置であります、その免税特例措置の期間を3年間延長して、平成24年度までとするものです。

附則第 16 条の 3 の規定は、上場株式等の配当、譲渡益に係る軽減税率であります
が、本則税率 3%のところを 1.8%の軽減税率として、2 年間延長し、平成 23 年度ま
でとするものです。

附則の施行期日は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用するもので
あります。ただし、施行月日の異なる条文は、改正項目ごとに第 1 条各号に規定して
おります。

経過措置であります。個人町民税に関する経過措置は第 2 条に、法人町民税
に関する経過措置は第 3 条に、固定資産税に関する経過措置は第 4 条にそれぞれ規定
しております。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を受けます。

質疑はありませんか。

●小野木議長 3 番、菅谷議員

●菅谷議員 第 3 4 条の 7 の控除対象寄附金が福祉協議会と愛生協会とこうい
うことになっておりますね、これは民間も愛生協会も民間だと思えますんで、民間も含ま
さるという、これから新しい施設が出来た場合、例えばグループホーム等が出来た場合
も対象になるのかどうかお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、吉村出納税務課長。

●吉村出納税務課長 今のご質問でございますけれども、あくまでも市町村長が指定
をするということになっておりまして、その前段としては「社会福祉法人」であるとい
うことになります。

●小野木議長 3 番、菅谷議員

●菅谷議員 そういたしますと、例えばですが、新しくグループホームが出来ますと、
おそらく福祉法人だと思いますが、資格が無ければ出来ないのではないかと感じてお
りますが、これも町長の認可といえますか、許可が無ければ控除の対象にならないの
かもしれません、現実問題として控除の対象にならざるを得ないと理解しますが、
町長の考えをお伺いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今回の条例改正で社会福祉法人等となっておりますので、今現在社会福
祉協議会以外で豊頃愛生協会が加えられますけれども、菅谷議員がおっしゃられまし
たとおり、社会福祉法人等に類似したものが設立されれば、その時点で内容等十分検
討いたしまして、議会にお諮りして条例改正等で対応したいと思っております。

したがいまして、これから設立が予測されます場合、当該福祉法人等に該当するかどうかは先ほど申し上げましたとおり、ある程度調査した段階で決定したいと考えます。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

●小野木議長 日程第5、議案第38号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

●小野木議長 本案について提案理由の説明を求めます。

●小野木議長 吉村出納税務課長

●吉村出納税務課長 議案第38号、豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、本年4月から始まりました後期高齢者医療制度の運営に必要な費用を補うため、後期高齢者支援金を国民健康保険税としてご負担していただくために、現行の国民健康保険税条例に必要な事項を一部追加するなど、所要の改正を行うものであります。

具体的な改正内容については、議案説明書 説明第2号で、ご説明いたします。

初めに、改正の主旨であります。本年4月からスタートしました後期高齢者医療制度に必要な費用を後期高齢者支援金として国民健康保険税で徴収する、平成20年度税制改正を受けて、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日公布、施行されたのに伴い、一部改正を行うものです。改正内容であります。第2条から第7条まで、第7条の2及び7条の3の規定は、国民健康保険税の課税額に後期高齢者支援金に係る事項を追加し、平成20年4月1日から適用するものであります。

主な改正内容は、基礎課税額(医療費分)の税率、賦課限度額の引き下げ、新たな後期高齢者支援金に係る税率、限度額を定めたものであります。

税率は、改正後の基礎課税額に後期高齢者支援金を合わせた率や額が改正前の基礎課税額と同率、同額となることで、納税者の負担を極力増やさないように改正させていただきましたが、賦課限度額は地方税法施行令でも3万円引き上げられたことから、本町においても、国が示した額の59万円とするため、賦課限度額を3万円引き上げるものです。

次に税率表であります。現行の医療費分の税率等は所得割が6.5%、資産割が40%、均等割が35,000円、平等割が40,000円で、賦課限度額は56万円であります。改正案では、現行の医療費分を医療費分と後期高齢者支援金分の2つに分け、医療費分の税率等は所得割が5.4%、資産割が30%、均等割が29,000円、平等割が33,000円で、賦課限度額は47万円とし、新たな後期高齢者支援金分の税率等は、所得割が1.1%、資産割が10%、均等割額が6,000円、平等割が7,000円で、賦課限度額を12万円とするものです。

次に、第5条の2及び第23条に規定の特定世帯における平等割額の軽減については、平成20年4月1日から適用することとし、

その主な改正内容は国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に加入する者と、国民健康保険の被保険者となる者がいる場合、このような世帯を特定世帯といたしますが、この世帯には後期高齢者医療制度保険で均等割額が賦課され、国民健康保険税も賦課される事になります。

このように均等割額が重複して課税されることになると、現行制度よりも重い税となることから、5年間、平等割額が33,000円から2分の1の16,500円に軽減する制度を追加いたしました。

また、医療費分と後期高齢者支援金分には、軽減措置があり、この軽減を受ける世帯は、特定世帯とそれ以外の世帯となります。軽減額は表に記載したとおりです。

次に、第26条の規定は、被用者保険から新たに国民健康保険に加入することになった被保険者に対する特例減免であります。これについても、平成20年4月1日から適用することとし、その改正内容であります。現行の国民健康保険税の減免を受けられる者は、当該年に所得が皆無となり、生活が著しく困難となった者とされておりましたが、新たに被用者保険の被扶養者で保険料の納付義務が無かった者が、後期高齢者医療被保険者と国民健康保険被保険者になった場合、新たに国民健康保険の納税負担が生ずるため、激変緩和措置として、2年間、所得割、資産割は全額、均等割、平等割を半額に減免する規定を追加いたしました。

なお、附則として

この条例は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとし、

適用区分として改正後の豊頃町国民健康保険税条例の規定は、平成 20 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 19 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

なお、これらの改正案は、本年の 2 月 27 日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し、同協議会のご了承を得ておりますことを報告させていただきます。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い致します。

●小野木議長 これから質疑を受けます。

質疑はありませんか。

●小野木議長 8 番、津久井議員

●津久井議員 本条例の改正に当たって、ここで 5 6 万を 4 7 万にして、後期高齢者に対する支援金として 1 2 万を計上しておるわけですがけれども、この条例ですといかにも町民に対してですね、安くなったと言うような印象を与えられると思われま

す。また、これを本来 5 9 万ですから 5 9 万という数字を歌い上げて、後期高齢者の 1 2 万が内数ですよというふうにしたほうが町民には分かりやすいんでないでしょうか。

何かこれだと、安くなったような気がするわけですがけれどもいかがでしょう。

●小野木議長 答弁、吉村出納税務課長。

●吉村出納税務課長 限度額の 5 9 万円の関係でありますけれども、今までは医療費分ということで課税されておりましたものをこのたび医療費分と支援金分の二つに分けるということになったわけですし、その分けるというものは、先ほど限度額の 5 9 万円のときにお話ししましたけように、地方税法施行令の中にそれぞれ二つに分けた限度額が定められたということございまして、その大元は国民健康保険税ということでありまして、その税を細かく 4 7 万円と 1 2 万円に分けたということになります。

確かに言っておられるように、何か安く感じるニュアンスがあるかもしれませんが、基本的にはそういうことから数字が来ているということをご理解いただきたいと考えます。

●小野木議長 8 番、津久井議員

●津久井議員 いわゆるですね、後期高齢者支援金課税額 1 2 万円というのが、これははっきり別枠で予算化されていけばいいんですけれども、そうではなくて 4 7 万円プラス 1 2 万円ということで 5 9 万と理解せざるを得ないわけですがけれども、そうであればですね、初めから 5 9 万円とうたったほうが町民は分かりやすいという風に思いますけれども、どうでしょうか。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 今のご質問ですが、課長のほうからも答弁させていただきましたが、今回の後期高齢者制度の開始によりまして、税自体所得割から平等割までは税率が変わっておりませんが、ただ現行の医療費分が改正後医療費分と後期高齢者支援分とに分けられたと、これについては税率等は変わっておりませんが、賦課限度額については56万円から今お話ありましたように59万円に3万円引き上げになっており、医療費分が47万円、後期高齢者支援分が12万円というふうな形で、後期高齢者制度が出来たことによりこのような振り分けがなされたということで、ただ、一般の町民に説明ですとかされる場合は資料等により比較のご説明をさせていただいておりますが、確かに医療費分だけを比べますと安く見えるような感じですが、これは中身だけを分離した形で制度が定められておりますのでこのようになりますが、実質的には賦課限度額が3万円引き上がっております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

●小野木議長 1番、藤田議員。

●藤田議員 限度額を3万円増額したことについての詳しい内容等をお聞かせ願いたいと思います。3万円限度の根拠をお聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今までも国保の会計では、法律によりまして限度額を定めておりまして、いま限度額が3万円伸びたということは、総体的に医療費が伸びているということで、先ほど後期高齢者の話も出ましたけれども、後期高齢者制度ができたことにより国保ですとか社会保険それぞれがみんなで金を持ち寄ることになったわけでありまして。

したがいまして、本町の場合は、限度額59万円のなかの国保の分の限度が47万円で、拠出するとか支援する金額の限度が12万円になっておりますから、今までどおり国保の会計が黒字であれば限度も国で設定した59万円以内、それ以下でよいわけですが、国で設定した限度額まで設定しない場合には調整交付金だとかで財政的なペナルティーを受けることとなります。

したがいまして、通常今までも56万円に設定され更に59万円になりましたけれども、やはり国保財政全般に厳しい状況での設定になっております。

59万円の限度の計算は、ここに書いております所得資産割を算定し、所得が仮に1,500万円くらいあれば当然59万円の限度を超過することとなります。

所得の伸びていない方については、今までと同様の税額になりますが、今まで56万で限度額にかかっていた方については、今までの所得が維持されているとすれば、当然59万円まで限度額の範囲内で税額が伸びるということとなります。以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

●小野木議長 6番、大谷議員。

●大谷議員 この制度によって納付義務が無かった方にも納付義務が出てくるわけですよ、それらの理解というか窓口での混乱、本人が理解していれば問題は無いわけですが、その辺の説明はどうされているのかお聞かせ願いたい。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 後期高齢者の医療制度につきましては、これまでの間全体説明それから各地域へ入っての説明会8箇所で行っております。

そのなかで、今議員からお話あったような制度移行になるということを説明させていただいていると共に、4月段階ですけれども約80件の照会等がございます。

今ご質問の内容ばかりではありませんが、問い合わせのあったものについてはパンフレット等で詳細にご説明申し上げ、ご理解をいただいているところであります。

●小野木議長 6番、大谷議員。

●大谷議員 大変苦しいなかでの納付になっていくわけです高齢者にとっては。

それらの方に対しては半額の減免等の措置もあるわけですが、総体的に本当に理解されているのかということをもう一度お聞かせ願います。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 只今ご説明申し上げましたけれども、制度的なものには、お年寄りに対して説明申し上げておりますので、十分理解されているかどうかについては明確にそうだということは申し上げられない状況ではありますけれども、しかし、そのなかで二度三度と同じ方が窓口にくられている状況もあり、その中では担当も十分説明を尽くしているのではないかというふうに思います。

ただ、金額の関係につきましては、年金から天引きされるということに対しての苦情というのもございますので、本当に理解されているかどうか、不満ではあるけれども、もう既に天引きされているという状態でございますので、窓口にくられた方も一言苦情を申し述べられお帰りいただいているという状況であるということだけご回答申し上げたいと思います。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これで平成20年第2回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午前10時44分 閉会

上記会議の次第は、議会事務局長 佐藤 潤 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員